

大宮GCSまちづくり調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進に向け、専門的知識を有する者、事業者、各種団体の代表者等から意見を聴取するため、大宮GCSまちづくり調整会議（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進に関する事項
- (2) 大宮GCSプラン2020の個別整備計画等の調整に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 駅前開発街区に属する者
- (3) 交通事業者に属する者
- (4) 関係行政機関に属する者
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者。

2 上記に掲げる者以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

5 第1項第2号から第5号までに掲げる委員に事故等があるときは、当該団体内においてその者の職務を代理し、又は補佐する者は、調整会議に出席し当該団体の意見を表明できる。

(会長)

第4条 調整会議に会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選により選出する。

3 会長は、調整会議を総理し、調整会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を調整会議に出席させることができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、さいたま市都市局都心整備部東日本交流拠点整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日より施行する。